

((\*)を付した用語は、P29「資料編」資料2「用語の解説」を参照)

文化芸術振興基本法が対象とするもののほか、芸術文化の振興、 特に芸術文化を通じたひとづくり、産業づくり、まちづくりを進 めるに当たって重要となる幅広い文化を対象とします。

## -||3||| 芸術文化振興ビジョンの位置づけと想定年次

:県民・団体などの参画と協働を基本に、国や市町との適 切な連携関係を築きつつ、総合的・計画的、かつ、効率 的・効果的な施策展開を図る指針とします。

 市町:県民・団体などの芸術文化活動を支援する場合に、県と の緊密な連携による効果的な芸術文化振興を進める指 針になります。

 ・県民・
:自主性・主体性を最大限に発揮しながら、芸術文化活動 団体などや活動支援を行う場合の指針になることを期待します。

・2010~2015年ごろを想定年次とし、必要に応じ、随時見直